

食品保健指導士養成講習会

募集要項

2026年度

- 講習期間 第1回 2026年7月17日(金)～8月17日(月)
第2回 2026年11月20日(金)～12月20日(日)

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

1. 食品保健指導士認定制度の経緯

- ・ 平成 12 年度(2000 年度)厚生科学特別研究事業として
「保健機能食品に係る指導・相談専門家の育成及び指導・相談体制の整備のあり方に関する調査研究」班の報告の取りまとめ
(主任研究者:細谷憲政 当協会元理事長)
- ・ 2001 年 10 月調査研究報告を元に「食品保健指導士養成講習会」開講
- ・ 2001 年 2 月 26 日
厚生労働省 薬事・食品衛生審議会「保健機能食品の表示等について」
国民に対して正しい情報を提供し、自らの選択にゆだねるためには、
相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保が必要である旨の提言
- ・ 2002 年 2 月 厚生労働省医薬局食品保健部長通知発出
「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的な考え方」

2. 食品保健指導士養成講習会の目的

多種多様な保健機能食品や健康食品等が流通する中、消費者が自分の健康の維持増進等の目的に合致した食品や消費者の食生活状況や健康状態に応じた食品を安全にかつ適切に選択し、摂取することを可能とするためには、これらの食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報を提供することが必要です。

消費者に対して、適切な情報提供や相談に当たるために保健機能食品等に関する適切な知識を習得することを目的としています。

適格者には、「食品保健指導士」の認定資格を授与いたします。

3. 「食品保健指導士」とは

1. 「食品保健指導士」とは、次の①～③のすべてに該当する方をいいます。

- ① 消費者が利用する保健機能食品及び健康食品等について、食品のもつ有効な成分活性のための専門的知識を修得している方

- ② 消費者に対して、上記食品の種類や栄養機能、保健の用途に関する食品成分の内容、適正な摂取方法、過剰摂取の防止及び食品と医薬品との相違等を適切に説明し、指導できる方。
- ③ 消費者が日常の食生活において、食品と健康の関わりを理解し、より良い健康状態を維持増進することを専門的にアドバイスできる方。

2. 「食品保健指導士」の業務

○食品関連企業等に従事する方の場合

- ・保健機能食品・健康食品等について、企業の研究開発・製造加工・流通販売等の従事者に対して、関連法規を把握させ遵守事項の啓発を行う。
- ・製造・販売する各種食品の法令に基づく表示事項等を点検し適正化を図る。
- ・消費者に対して保健機能食品・健康食品等の正確な知識の普及啓発及びその利用方法等に関する適切な相談・指導を行う。

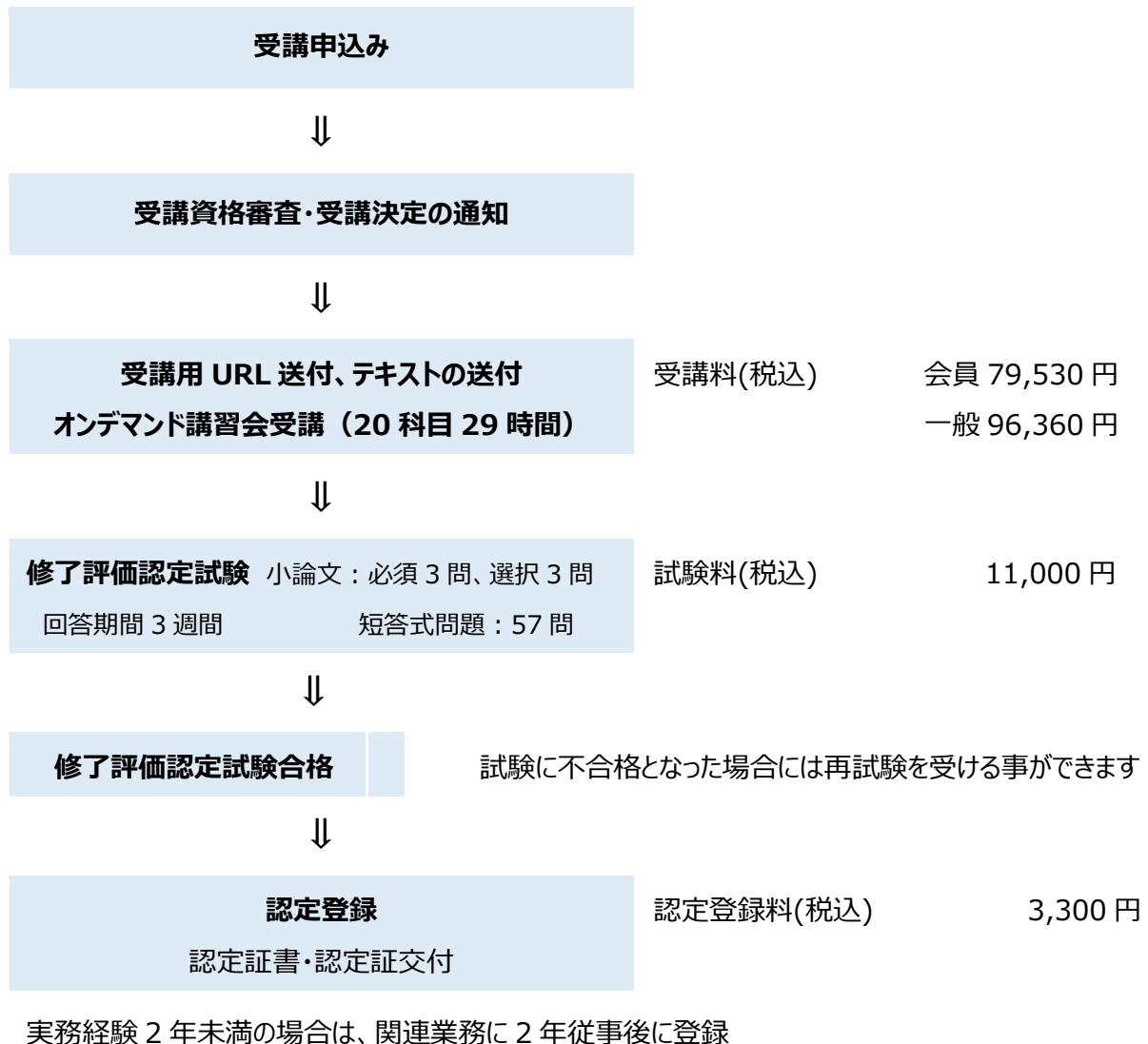
○保健医療関係・食品行政関係等に従事する方の場合

- ・保健機能食品・健康食品等に関する情報の収集を行い、消費者に対して正確な情報提供を行う。
- ・これらの食品と栄養状態や健康状態との関わり及び的確な利用方法等に関し、消費者からの相談に応じ、指導を行う。

3. 食品保健指導士が習得すべき知識

- ①保健機能食品等の有用性、安全性を考慮した適正な使用方法や摂取方法（過剰摂取の防止等を含む）
- ②医薬品との相違についての正しい知識
- ③保健機能食品等と医薬品及び保健機能食品等との相互作用についての正しい知識
- ④栄養強調表示と健康強調表示に関する正しい知識
- ⑤保健機能食品等の有用性、安全性に関する科学的根拠を理解するための基礎知識
- ⑥食品及び食品添加物の安全性や衛生管理等に関連する知識
- ⑦健康状態及び栄養状態に応じた食品の適切な利用のための健康・栄養に関する知識
- ⑧関連法律（食品衛生法、健康増進法、医薬品医療機器等法、景品表示法）の内容
- ⑨消費者の視点に立った情報提供と適切な助言のあり方及び消費者保護についての考え方
- ⑩保健機能食品等の市場に関する知識や海外の情報等

4. 受講お申込みから受講修了・認定資格授与まで



5. 受講手続

1. 受講資格

次のいずれかの要件を満たす方であること。

- 1) 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師及び登録販売者又はこれらに相当すると認められる方。
- 2) 学校教育法に基づく高等学校以上を卒業し、関連業務に従事している又は従事した方。
但し、関連業務の従事期間が通算 2 年未満の方にあつては、修了評価認定試験に合格後、関連業務への従事期間が通算 2 年経過した時点で食品保健指導士として登録する。

- 3) 上記1)、2)の要件を満たさないが、講習内容について十分に理解できるとして理事長が認めた方。

2. 受講申込み

ホームページの申込みフォームよりお申込みください。

3. 受講申込み手続

受講資格の審査を行い、決定の通知をもって受講の許可といたします。

決定の通知を受領後、期日までに受講料をお支払いください。

4. 受講料

会員 79,530 円(税込)

一般 96,360 円(税込)

……当協会 **会員限定**……

企業単位で 10 名以上お申込みの場合 (税込)

10 名～15 名 71,500 円/1 名

16 名以上 67,100 円/1 名

*お申込みはメールでお願いします。

【納入方法】

- ① 受講料は、原則として受講決定通知でお知らせする期日までにお支払い下さい。
*納入期日までに入金を確認出来ない場合受講を取り消す事があります。
- ② 受講料は、当協会の指定する口座にお振込み下さい。

6. 講習内容

食品保健指導士にとって必須な内容に加え、食品関連企業の現場において役立つ内容を含めた 20 科目(29 時間)で構成されています。

I. オリエンテーション

- ・食品保健指導士に求められているもの
- ・健康食品とは

II. 食品保健の科学

- ・食品の機能性
- ・健康増進・免疫能の獲得と健康食品の活用
- ・栄養状態の評価、判定
- ・食事摂取基準と栄養補給
- ・臨床栄養学・病態栄養学
- ・栄養の質的評価、体内代謝

III. 食品保健関係法規

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・健康増進法

- ・消費者基本法・消費者契約法・消費者安全法・景品表示法・特定商取引法・製造物責任法
- ・食品衛生法と食品安全行政
- ・食品表示法

IV. 食品保健のリスク・アナリシス

- ・リスク・アナリシスによる食品の安全性確保
- ・リスク・コミュニケーションの理論と実際
- ・健康食品の成分と安全性—医薬品との相互作用—

V. 食品保健指導の実際

- ・食品の健康強調表示と科学的根拠
- ・健康食品の企画、開発、流通
- ・生活習慣病予備軍における健康食品の利用
- ・保健機能食品(栄養機能食品)、特別用途食品の活用
- ・食品の安全性評価と品質確保
- ・健康食品の安全性(安全・安心な製品の提供)

7. 講習会講師 (敬称略)

青山 充	当協会 常務理事
稲村 伸二	アサヒグループ食品(株) 品質保証部 担当部長
畝山 智香子	立命館大学 BKC 社系研究機構 客員研究員 国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員
岡林 伸幸	千葉大学大学院社会科学研究院教授 適格消費者団体特定非営利活動法人消費者市民サポートちば副理事長
唐木 英明	東京大学名誉教授・食の信頼向上をめざす会 代表
川島 由起子	横浜市青葉区医師会認定 栄養ケア・ステーション 管理栄養士
菊地 範昭	当協会 機能性食品部長
児玉 浩子	帝京平成大学 栄養・発育研究講座 特任教授 帝京大学医療共通教育センター 非常勤講師
櫻井 護	サントリーウエルネス(株) 品質部
清水 良彦	キリンホールディングス(株) バイオ事業推進部
滝本 浩司	一般社団法人 日本乳業協会 常務理事
土田 博	当協会 特定保健用食品部 技術参与
中村 丁次	神奈川県立保健福祉大学 名誉学長
野澤 隆三	(公社)茨城県食品衛生協会 事務局次長
早川 明夫	(株)皇漢薬品研究所 学術調査室
福山 勝実	当協会 特定保健用食品技術部会ワーキングリーダー サントリーウエルネス(株) 品質部 部長代理

藤谷 朝実	済生会横浜市東部病院 管理栄養士
増山 明弘	当協会 健康食品部長
松井 利郎	九州大学大学院 農学研究院 生命機能科学部門食料化学工学講座(食品分析学) 教授 五感応用デバイス研究開発センター センター長
大和 孝子	中村学園大学 栄養科学部栄養科学科 教授

(講師の都合により若干の変更が発生する場合があります)

8. 修了評価認定試験及び認定証書の交付

- ① 養成講習会の全科目を受講後、修了評価認定試験による評価判定を行います。
修了評価認定試験は在宅方式で、小論文(必須問題 3 問、選択問題 3 問)と基礎知識確認試験(オリエンテーションを除く全 19 科目)の提出によって行われ、その出題及び採点は、各科目担当講師によって行います。
- ② 修了評価認定試験は、講習期間終了後に実施します。
- ③ 修了評価認定試験に合格し、認定登録料を納付した方には、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長名による認定証書が交付され、「食品保健指導士」の認定資格を授与します。
- ④ なお修了評価認定試験で不合格となった方は、追試験を受けることができます。
- ⑤ 認定証書が交付された方は、当協会の「食品保健指導士」に登録されます。
- ⑥ 修了評価認定試験料は、11,000 円(税込)です。
- ⑦ 認定登録料は、3,300 円(税込)です。
- ⑧ 食品保健指導士の認定資格は、所定の単位取得による 5 年毎の更新制となります。
認定資格更新手数料は、3,300 円(税込)です。

9. 諸規定

- ① 受講決定の通知を受領後のキャンセルは、キャンセル料(受講料の 50%)が発生します。
- ② 受講用 URL 送付後は、納入された受講料及び提出された書類の返却はいたしません。
- ③ 修了評価認定試験は、講習会を修了した時から 3 年後の年度末までに受験するものとする。
- ④ 食品保健指導士の認定資格の失効
食品保健指導士がその関わる業務において、食品衛生法、健康増進法、薬機法等関連法規に違反した場合は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会理事長の判断により、食品保健指導士の認定資格を取り消し、登録を抹消する場合があります。

10. 日本食品保健指導士会

食品保健指導士の資格を取得された方は、「日本食品保健指導士会」(以下指導士会)に入会できます。

指導士会は、

- 1) 食品保健指導士の知識・技能の向上を図る
- 2) 情報の収集と会員に対する普及啓蒙を図る
- 3) 食品保健指導士相互の親睦を進める

以上のことにより消費者を保護し、もって国民の健康の保持・増進に貢献することを目的として、会員により自主運営されております。

指導士会は、年次総会、研修会、地区勉強会等の開催の他、自治体などが主催する消費啓発講座等への講師派遣や、関係展示会への出展、日本健康科学学会への協力事業等を実施しております。

当協会は、主に指導士会を通じて、食品保健指導士に対し様々な活動支援を行っており、また協会主催の諸イベントへの参加受け入れを行っております。なお指導士会会員には、指導士会会報のほか、随時、関連情報やセミナー等のお知らせをしております。

【お問い合わせ】

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
〒162-0842

東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

研修企画部 TEL:03-3268-3160

e-mail:kensyu@jhnfa.org